

●香川県告示第97号

平成18年香川県告示第580号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期	徴収又は収納事務	委託先	住所	委託の始期
栗林公園の入園料の収納事務（観光券等の利用に係る入園料にあつては、徴収事務を含む。）並びに栗林公園において業として行う写真撮影（1日1台を単位とするものに限る。）に対する使用料、栗林公園の舟遊場遊覧船の使用料、栗林公園の附属器具の使用料、栗林公園の商工奨励館の使用料、栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門駐車場使用料の収納事務	略			栗林公園の入園料の収納事務（観光券等の利用に係る入園料にあつては、徴収事務を含む。）並びに栗林公園において業として行う写真撮影（1日1台を単位とするものに限る。）に対する使用料、栗林公園の舟遊場遊覧船の使用料（ <u>舟遊場において収納する場合の使用料を除く。</u> ）、栗林公園の附属器具の使用料、栗林公園の商工奨励館の使用料、栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門駐車場使用料の収納事務	略		
香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	略			香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の使用料の収納事務	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町5番地6	平成26年4月1日
略				香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	略		
香川県立ミュージアム	略			略			
香川県立ミュージアム	略			香川県立ミュージアム	略		

駐車場の使用料の収納事務			
香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券販売代金の収納事務	フジガード株式会社	高松市田村町452番地5	平成27年4月1日
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略		
略			
県営住宅（直島団地を除く。）の家賃及び駐車場使用料の収納事務	略		

駐車場の使用料の収納事務			
香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場、香川県庁地下駐車場、香川県立ミュージアム駐車場、栗林公園北門前駐車場、栗林公園東門駐車場及び香川県社会福祉総合センター駐車場の共通回数券販売代金の収納事務	フジガード株式会社	高松市田村町452番地5	平成27年4月1日
香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の定期券販売代金の収納事務	香川県庁消費生活協同組合	高松市番町四丁目1番10号	平成6年4月1日
	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町5番地6	平成26年4月1日
	伊予鉄総合企画株式会社高松営業所	高松市鍛冶屋町3番地香川三友ビル5階	令和4年4月1日
沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町5番地6	令和4年4月1日
高松港港湾施設使用料（船舶給水料）の徴収事務	略		
略			
県営住宅（直島団地を除く。）の家賃及び駐車場使用料の収納事務	略		
県営住宅の滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務	弁護士法人ライズ総合法律事務所	東京都中央区日本橋三丁目9番1号日本橋三丁目スクエア12階	令和5年7月21日
香川県立ミュージアム	伊予鉄総合	高松市鍛冶屋	令和4年4月

		<u>の観覧料及び音声ガイドシステムの使用料並びに物品売払代金の収納事務</u>	企画株式会社高松営業所	町3番地香川三友ビル5階	1日
		<u>香川県立ミュージアムの図録等販売に係る物品売払代金の収納事務</u>	株式会社宮脇書店	高松市丸亀町4番地の8	平成31年4月26日
		<u>香川県立東山魁夷せとうち美術館の観覧料及び物品売払代金の収納事務</u>	伊予鉄総合企画株式会社	愛媛県松山市三番町四丁目9番地5	平成23年4月1日
		<u>香川県立高等技術学校の施設の使用料の徴収事務</u>	香川県職業能力開発協会	高松市郷東町587番地1	平成23年4月1日
		<u>栗林公園の舟遊場遊覧船の使用料の収納事務（舟遊場において行われるものに限る。）</u>	公益社団法人香川県観光協会	高松市番町四丁目1番10号	平成24年5月1日
香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金の収納事務	略	香川県高等学校等奨学金及び香川県大学生等奨学金の償還金の収納事務	略		
略		略	略		